

平成31年3月26日

仕事と生活の調和を目指し、職員全員が働きやすい職場環境を作ることにより、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 2019年4月1日から2022年3月31日までの3年間

2 内 容

目標1：有期契約職員を含む全職員の年次有給休暇の取得促進を図る

対策 2019年4月～

- ・働き方改革の取組として年次有給休暇の取得義務（5日）および時季指定等について職員に周知する。
- ・全職員を対象に年次有給休暇取得状況の実態を把握する。
- ・勤務計画に組み入れる等で計画的な取得ができるよう管理職会議等で周知する。

2019年9月～

半年毎（以後3ヶ月毎）に取得状況を確認し、文書等により取得促進や計画的取得について周知する。

2020年4月～

有期契約職員も同様に付与日数の5割以上年次有給休暇を取得できるよう部署ごとに勤務計画を作成する。